

岩手県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月6日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則

岩手県立美術館管理運営規則（平成13年岩手県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休館日) 第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎週月曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にかかる場合は除く。） (2) [略] 2 [略] (開館時間) 第3条 美術館の開館時間は、 <u>午前10時から午後7時まで</u> とする。ただし、 <u>午後6時30分以後は、入館することができない</u> 。 2 [略]	(休館日) 第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>月曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であつて当該休日に最も近い休日でない日） (2) [略] 2 [略] (開館時間) 第3条 美術館の開館時間は、 <u>午前9時30分から午後6時まで</u> とする。ただし、 <u>入館時間は、午後5時30分までとする</u> 。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 岩手県立博物館管理運営規則（昭和55年岩手県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) 第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、 <u>午後4時以後は、入館することができない</u> 。 2 [略]	(開館時間) 第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、 <u>入館時間は、午後4時までとする</u> 。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	